資料7（追加）

議題７　スクールバス及び小中学校水泳授業バス送迎の運用について（田原市提出）

追加質問：稲沢市提出

市名	回答					
	（4）【（1）で「有」と回答した市のうち、スクールバスの運行を実施している市】					
	①スクールバス対象者の要件	②スクールバス対象者の要件としている理由	③現在のスクールバス運行台数	④対象者の費用負担の有無	（有の場合）詳細を記載	⑤同じ行政区内で対象となる人と対象とならない人がいる場合の対応
岡　崎　市	・岡崎市額田地区の児童のうち、片道4ｋｍ以上の遠距離通学する児童が通学に利用するとき ・岡崎市額田地区の児童のうち、学校統合により閉校になった小学校に通学していた児童が通学に利用するとき。 ・その他学校長が特に必要と判断し、教育委員会が認め、承認したとき。	岡崎市額田地区小学校通学バス等運行に関する要綱	5 台	無		学校長が特に必要と判断し、教育委員会が認め、承認したときは利用可
瀬　戸　市	路線バスを利用しているため、一定のバス停より遠い住所の生徒児童は対象としている。	小学校5校、中学校2校が統合してできた小中一貫校であるため、統合された学校の設立経緯をふまえ一定のバス停より遠い住所の生徒児童を対象としている。	路線バス利用	有	運行協力金として、小学生・中学生一律年間6,000円（マナカにて運用のため、初回のみデポジット代金500円×2枚も徴収）	対象者であれば希望制のため、特別な対応はしていない。
豊　田　市	距離要件を設けている路線については原則、次の基準を全て満たす者を対象としている。 ・学校を統廃合した地域の居住者 ・通学距離が小学生にあっては4km以上、中学生にあっては6km以上となる者 ただし、かつて支所がスクールバスを運行していた地域は、この基準に関わらず支所の運行基準を承継している場合がある。	へき地教育推興法 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法令施行令	22 台	無		基準に基づき、対応している。
新　城　市	通学方法については学校が定めており、スクールバスに乗車する児童生徒も学校の判断に基づいている。 市としてスクールバス対象者の要件は定めていない。		11 台	無		
豊　明　市	通学距離が片道3km以上の児童	通学時間に1時間程度要することにより、猛暑日における体調面や体力面の不安があるため。	2 台	無		基準に基づき対応している。
田　原　市	「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」で示されている通学距離（小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内）を参考にしているが、統廃合で廃止された学校の児童生徒を全て対象者としている。	統廃合で最寄りの学校が廃止され、通学距離が長くなってしまうため。	9 台	無		同じ行政区内で対象が分かれるケースは無い。
愛　西　市	旧立田南部小学校福原分校学区	福原分校を閉校することにより、通学距離が４kmを超えたため。 また、途中で１kmを超える立田大橋を渡る必要があるため。	1 台	無		旧立田南部小学校福原分校学区はすべて対象